

専門家派遣

令和7年度
ものづくりアドバイザー
派遣事業

各種課題の解決を支援します！

事業テーマとは？

- 経営力の向上（生産管理・生産現場改善・生産性向上・IT導入などによる生産技術革新等）
- 技術力の向上（新技術開発・技術改良などによる技術力強化・高度化等）
- 販路開拓（新分野進出含む）
- 海外展開
- 創業・再チャレンジ
- 事業承継
- 脱炭素化（脱炭素化に向けた取組や新しいビジネスモデル構築等）

※当財団「国際規格認証取得促進助成事業」で対象とするISO等国際規格認証取得については、当助成事業をご活用ください。

専門家とは？

- 中小企業診断士、技術士、ITコーディネーター、食品生産管理アドバイザー、情報処理技術者、大学関係者、民間企業技術者、専門性の高い業務実績をお持ちの方など
- 多岐にわたる課題に対応できるよう幅広い分野の専門家の方々に登録いただいています。

テーマ・活用イメージ

- ・工程改善や現場のムダ取りなどにより原価低減や省人化を図るとともに、加工技術レベルの向上などにより新規受注獲得や新事業展開を狙う！
- ・受注から納品、財務・在庫・統合生産管理などのシステム化により効率的な製造環境を整備する！
- ・技術動向調査やマーケティング調査実施の上で、市場ニーズのある新技術や新製品の開発に取り組む！
- ・地域資源活用や農商工連携による商品開発、販路開拓、ブランド力構築により売上アップを目指す！

支援対象者

島根県内に本社、支社、工場等をもつ「ものづくり産業企業」のうち、事業テーマへの意欲的な取り組みにより、支援効果が期待できる、次のいずれかに該当する方

- ①中小企業者（個人事業主を含む） ※みなし大企業を含む
- ②創業者
- ③3社以上の企業グループで経営革新計画の承認を受けた者

※目的や課題を明確にし、数値目標等設定により計画的に取り組み、完了後の達成度など効果を測定・検証するための計画を作成してください。

派遣費用

無料 ※講師への謝金（規定の額）および旅費は財団が負担します。

派遣回数

一般型 上限：年間24時間（回数は計6回が上限）

※所定要件を満たすことで年間48時間、回数は計12回（1回当たりの標準所要時間は4時間）まで実施可能な「事業再構築型」、「プロジェクト型」有り

※支援対象者③の企業グループは、上記回数とは別に6回（標準所要時間8時間/回）まで実施可能な「企業連携型」有り

※事業テーマ「脱炭素化」については、その他の事業テーマで専門家の派遣を受けていても、それとは別に活用いただくことができます。

募集期間

令和8年1月末まで（実施期間は令和8年2月末まで）

※予算上限に達した段階で募集を終了いたします。

【問い合わせ先】



■県東部エリア・隠岐エリアの事業者様

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課
担当：岸原・原（きしはら・はら）
松江市北陵町1番地（テクノアークしまね内）
TEL：（0852）60-5115
FAX：（0852）60-5105
E-mail：con@joho-shimane.or.jp

■県西部エリア（大田市以西）の事業者様

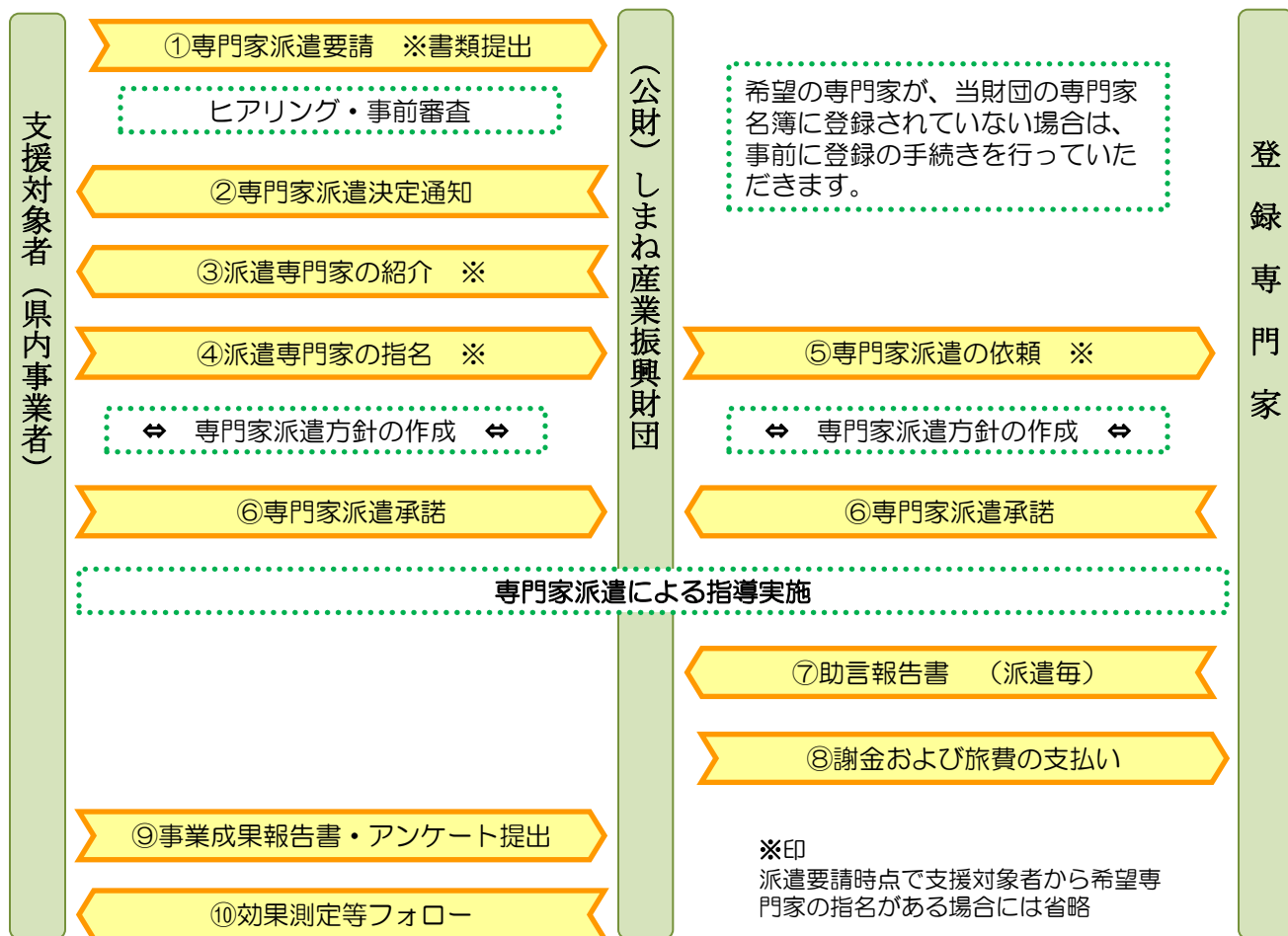
公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所
担当：森藤（もりふじ）
浜田市相生町1391-8（いわみぶらっと内）
TEL：（0855）24-9301
FAX：（0855）22-0577
E-mail：iwmm@joho-shimane.or.jp

■事業テーマ「脱炭素化」の場合の窓口

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課
担当：土井（どい）
松江市北陵町1番地（テクノアークしまね内）
TEL：（0852）60-5112
FAX：（0852）60-5106
E-mail：sat@joho-shimane.or.jp

提出書類 ①専門家派遣要請書、②専門家派遣事業計画書、③企業パンフレット等、
④直近2期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書、販管費及び一般管理費の内訳、
製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記）、⑤県税納税証明書、⑥その他
必要な書類

【要請～派遣～完了までの流れ】



本事業の詳細や様式は財団HPをご確認ください。



まずは、電話・メールでお気軽に問い合わせください。

【県東部エリア・隠岐エリア】

（公財）しまね産業振興財団 経営支援課

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

【県西部エリア（大田市以西）】

（公財）しまね産業振興財団 石見事務所

TEL 0855-24-9301

E-mail iwm@joho-shimane.or.jp

【事業テーマ「脱炭素化」の場合】

（公財）しまね産業振興財団 新事業支援課

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

* 本事業は財源の一部に国の事業を活用しており、その関係上、ご利用事業者様に雇用状況などについての調査を実施させていただく場合がございます。予めご承知おきください。